

令和5年10月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 工藤大輔

保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書

保育施設の保育士配置基準の改善など、保育施設等の職員の処遇改善を速やかに行うよう強く要望する。

理由

子どもは、他の何にも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育所等において、子どもの尊い命が失われる事態が生じており、子どもの命と安全は危機的な状況にある。保育所等では重大事故に対し様々な対策を講じているが、潜在的な要因は保育士や事務職員等の人員不足が原因であると現場では認識している。

保育所等利用待機児童が社会問題化し保育施設が急増した一方で、保育士等の人員不足は改善されておらず、一層深刻化している。その要因は業務量に比べて処遇が低いため人が集まらないことである。

人員不足による様々な課題を克服することは限界に近づいている。コロナ禍において、感染対策に神経をすり減らしながらも、保育の質の維持、向上に懸命に努力してきた保育所等職員が疲弊して職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することと併せて、安心して生活し働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。

よって、国においては、保育施設における保育士の配置基準の改善など、保育施設等の職員の処遇改善を速やかに行うよう、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 保育施設の保育士配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善すること。
- 2 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置するとともに、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策

を講ずること。

- 3 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定、実施すること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。